

社会的養護関係施設第三者評価
評価結果報告書

施設名 : 淡路学園

(児童養護施設)

評価実施期間 2021年7月14日 ~ 2022年1月31日

実地(訪問)調査日 2021年10月14日~15日

評価決定委員会開催日 2021年12月10日

2022年1月31日

特定非営利活動法人

はりま総合福祉評価センター

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 はりま総合福祉評価センター

②評価調査者研修修了番号

SK18148
S2020133
HF20-1-004

③施設の情報

名称：淡路学園		種別：児童養護施設	
代表者氏名：蛇持 友宏		定員（利用人数）： 40 名	
所在地：〒656-0122 兵庫県南あわじ市広田広田637			
TEL：0799-45-0412		ホームページ： https://awagaku.com/	
【施設の概要】			
開設年月日：昭和28年8月1日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 育世会			
職員数	常勤職員：	23名	非常勤職員 3名
有資格 職員数	施設長	1名	事務員 2名
	児童指導員・保育士	17名(2)	栄養士 1名
	臨床心理士	1名	調理員 4名(1)
施設・設備 の概要	個室	20室	(設備等)
	2人部屋	15室	

④理念・基本方針

子どもたちの心身の健やかな発育を図るため、温かい家庭的雰囲気の中で基本的人権を尊重し、正しい愛情と知識と技術を持って、子どもたちの個性と能力に応じて養育し、社会の一員としての役割と責任を持った生活ができるよう支援します。

⑤施設の特徴的な取組

- ・ 職員の働きやすい職場環境を目指し、職員との定期的な面談、勤務形態の見直し、年休取得率の向上等図っている。
- ・ 児童自治会において話し合ったことや意見箱による子どもの意見など、職員会等で話し合い生活に反映できるように取り組んでいる。
- ・ 人材の育成、定着のためOJTなど職員の強みを引き出しキャリア形成する。
- ・ タブレット学習を取り入れ、子どもたちの未来の生活のために進学率・就職定着率向上を職員全員で向き合っている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年7月14日（契約日）～ 令和4年1月31日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

○ 職員の確保や定着に向けた施設の魅力の発信や働きやすい環境整備が施設全体で推進されています。

施設長を中心に主任などの基幹的職員が経営の改善に取り組みながら、バディ制度（新人職員に対する先輩職員によるサポート体制）の導入やOJT（職務を通じた研修）の取り組み、SNS（インスタグラム）の発信や島外からの人材を確保する為のパンフレットの作成・寮を整備するなど、働きやすい環境の整備と共に、魅力ある施設づくりに向けた取り組みが推進されています。

○ 子どもの考えを大切にしながら、子どもと地域をつなげるための取り組みが進められています。

地域の清掃活動や防災活動への参加・今年度開設された小規模グループホームでの交流スペースの活用が予定されています。地域の少女バレーボール、少年野球チームに参加するなど、地域に根差した交流が展開されています。また、施設運営を子どもと共に共有しながら、子どものニーズを通じたファーストフード店の利用を推進するなど、施設内のみならず地域との交流を施設全体で進められています。

○ 家庭的な雰囲気の中、子ども一人ひとりの課題や目標に沿って、子ども自らが判断し行動できるような養育支援が行われています。

分園型小規模グループホームや小規模ユニットケアを実施し、家庭的な雰囲気の中、個別に接する時間を確保することで、子ども一人ひとりに対して、基本的な欲求を把握し、子ども一人ひとりの課題や目標に寄り添った支援を展開されています。また、生活の中で子どもが自ら行ったり、自ら決めたりする心を養うために、洗濯物干しや一斉清掃など身近な生活習慣が身につくように見守りを基本とした支援を行うとともに、子どもの主体性に配慮した、小学生・中学生・高校生の自治会や各フロアでの話し合いを通して、生活に対するルールや自他の権利について話し合う機会を設け、子どもが自ら決めて行動できるような養育支援が行われています。

◇改善を求められる点

○ 養育・支援の質の向上に向けた取り組みが明確ではありません。

職員一人ひとりに対する面談やバディ制度（新人職員に対する先輩職員によるサポート体制）などの導入により職員の養育や支援の質を向上するための取り組みがうかがえましたが、施設全体の仕組みへの位置付けが明確ではありません。今後は、養育・支援の質の向上に向けたPDCAサイクル（改善に向けたサイクル）を施設全体で明確にしていくことが求められます。

○ 養育・支援に関する標準的な実施方法が明確ではありません。

「淡路学園子育て支援規準」が整備され、養育・支援に関する考え方を全職員に周知する取り組みは行われていますが、施設内で実施される養育・支援の具体的かつ標準的な実施方法の作成には至っていません。今後は、現在施設で行われている養育・支援を整理し、考え方やねらいを踏まえた施設の標準的な養育・支援の実施方法を明文化していくことが求められます。

○ 専門性にもとづいた具体的な支援プログラムを構築することで、特別なニーズを持つ子どもへの対応を明確にしていくことが望まれます。

分園型小規模グループホームや小規模ユニットケアを実施し、家庭的な雰囲気の中、子ども一人ひとりの課題や目標に寄り添った支援を展開されています。しかし、障害のある子どもをはじめ、行動上の問題を有する子どもや意思決定が困難な子ども、保護者など、特別なニーズを持つ子どもへの対応は、明確とは言えません。今後は、特別なニーズを持つ子どもに対して、専門性にもとづいた具体的な支援をプログラム化するなど、より明確にしていくことが望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 理念、基本方針は明文化されており、職員に対しては4月の職員会議や新人研修を通して、「職員の心得」や事業計画書により周知され、理解を深められています。 ○ 今後は、子どもや保護者、地域住民、こども家庭センターなどの関係機関へもわかりやすく伝える工夫や、普段の仕事の中でも目にできるような工夫より、理解を深めていくことが望まれます。 		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握分析されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設長研修や「業務基本統計調査まとめ」などから定期的に施設経営をとりまく経営状況を把握されています。しかしながら、文書化や組織体制を明確にするまでには至っていません。 ○ 今後は、行政・地域の各種計画の作成への参画や意見交換の場を設けるなど、さらに地域の問題の把握に努める活動が望まれます。 		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 改善すべき課題について、主任会議から理事会、主任会議から職員会議及び指導部会へ周知し、解決・改善につなげられています。 ○ 今後は、経営課題を明確にする体制の構築が望まれます。 		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「10か年計画」により理念や基本方針の実現に向けた目標を明確にされています。 ○ 今後は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容にするため、時系列や数値化、見直しができるような計画にすることが望まれます。 		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 単年度計画は実行可能な具体的内容で策定されていますが、収支予算が含まれていません。 ○ 今後は、数値目標など評価を行える内容にしていくことが望まれます。 		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 役職者間で頻繁に話し合いなどが行われていることはうかがえますが、事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われるまでには至っていません。 今後は、事業計画を策定していく体制の構築や文書化などが必要です。 		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設のホームページで年間の主な行事などは公開されていますが、その内容を子どもや保護者等に周知、理解を促すまでには至っていません。 今後は、年齢などに応じたわかりやすい資料を作成し、入所時や面談時に説明するなどの取り組みが必要です。 		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	c
<p><コメント></p> <p>○ 面談やバディ制度（新人職員に対する先輩職員によるサポート体制）などにより職員の養育や支援の質を向上するための取り組みがうかがえますが、PDCAサイクル（改善に向けたサイクル）に基づいたものには至っていません。今後は、自己評価に基づいた養育・支援の確認と質の向上に向けた体制の構築や文書化が必要です。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
<p><コメント></p> <p>○ 面談やバディ制度（新人職員に対する先輩職員によるサポート体制）などにより職員の養育や支援の質を向上するための取り組みがうかがえますが、それらの取り組みがPDCAサイクル（改善に向けたサイクル）に基づいたものには至っていません。今後は、PDCAサイクル（改善に向けたサイクル）を構築し、計画的な改善が求められます。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明理解を図っている。	a
<コメント> ○ 職員会議や広報誌により、施設長は、自らの役割と責任を職員や外部に対して表明し、周知・理解を図られています。施設長の役割と責任は明確になっており、有事においても、緊急時対応マニュアルによって明確に示されています。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<コメント> ○ 行政の連絡や施設長研修を通じて遵守すべき法令等を把握されており、正しい理解を深められています。 ○ 今後は、より幅広い法令の把握と職員への周知・教育が望まれます。		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に導力を発揮している。	b
<コメント> ○ 日常の支援、ケース記録、職員会議や個別面談などを通して、養育・支援の質の向上を図られていますが、研修計画の作成までには至っていません。 ○ 今後は、研修の充実をはかることにより、リーダーシップの発揮が望まれます。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> ○ 施設長は、経営に対する体制の構築を委員会中心とした活動でリーダーシップを図られています。 ○ 労働時間や有給休暇の管理なども適切に行われていることはいかがえませんが、今後は、文書化などが課題です。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な福祉人材の確保・定着等に関する取り組みは主任以上が中心となりSNS（インスタグラム）の活用や寮を設置するなど積極的な工夫が行われています。 ○ 今後は、計画も含めた人事管理体制の方針や計画人事が望まれます。 		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「子育て支援基準」や「職員の心得」によって期待する職員像が明確になっていますが総合的な人事管理にまでは至っていません。 ○ 今後は、人事に関する基準を明確にしていくことが重要です。 		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設長との個別面談や日々のコミュニケーションのほか、職員の就業状況や有給休暇の取得、心理担当職員によるカウンセリングが受けられる体制など働きやすい職場づくりに取り組まれています。 		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「期待する職員像」は子育て支援基準、職員の心得により明示されています。また職員会議で、職員一人ひとりの目標を発表されています。 ○ 今後は、立てられた目標に対する評価を行う仕組みが望まれます。 		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「期待する職員像」は子育て支援基準、職員の心得により明示され、内容について職員会議等で見直し行われています。 ○ 今後は、現在の取り組みとあわせ研修計画や教育体系の整備が望まれます。 		

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経験ある職員を指導員としたバディ制度（新人職員に対する先輩職員によるサポート体制）によりOJT（職務を通じた研修）を実施されています。外部研修の情報は共有し、積極的に参加されています。 ○ 今後は、個別の職員プロフィールの作成など、資格の取得状況や経歴などの文書化が望まれます。 		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実習受入マニュアルや実習生に応じたプログラムに基づいて、担当者が整備され保育士の実習生の受け入れが行われています。 ○ 今後は、実習指導者に対する研修の実施が望まれます。 		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページを活用・法人・施設の理念や基本方針を決算報告等適切に公開されています。 ○ 今後は、第三者評価の受審結果などより、幅広い情報を地域に向けて発信していくことが望まれます。 		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門家（公認会計士及び社会保険労務士）による助言を受けられています。また別の公認会計士による内部監査を3か月に1度受けられており、コンプライアンスを重視した取り組みが行われています。 ○ 今後は、監査結果を職員へ周知する取り組みが望まれます。 		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○ 地域の清掃活動や防災活動への参加、子どものニーズを通じたファーストフード店の利用のほか、今年度開設された小規模グループホームでの交流スペースの活用が予定されています。地域の少女バレーボール、少年野球チームに参加するなど、地域に根差した交流が展開されています。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <p>○ 絵本の読み聞かせや学習ボランティアなどの受け入れが積極的に行われています。また、ホームページや広報誌「向日葵の書」などの情報発信や学校関係者に対する説明が行われています。</p> <p>○ 今後は、ボランティアの受け入れに関する手順を明確にするとともに、ボランティアに対する研修の開催が期待されます。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○ 要保護児童対策地域協議会への参加を通して、子どものアフターケアを踏まえた退所後の見守り体制の構築が図られています。また、社会資源リストを整備されています。</p> <p>○ 今後は、現在繋がりのある地域資源の一覧を整理し、職員への周知していくことが望まれます。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○ 地域の清掃活動や防災活動への参加を通して地域交流が進められています。</p> <p>○ 今後は、民生児童委員との連携や地域の会合に参加するなど、地域における生活課題を把握する取り組みが望まれます。</p>		

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
<p><コメント></p> <p>○ 地域の清掃活動や防災活動への参加を通して地域交流が進められていますが、地域の福祉ニーズの把握には至っていません。今後は、ニーズに基づいた取り組みが望まれます。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもに対する権利擁護の実施状況の定期的な確認や「もしもしボックス」と称した、意見箱が玄関先に設置され、権利擁護委員会を中心に改善に向けた検討が進められています。 ○ 今後は、子どもの尊重や基本的人権の配慮について学ぶ機会を組織的に構築していくことが望まれます。 		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大舎制から小規模化が推進されるなか、子ども一人ひとりの生活空間の確保や個室化、ユニット化が図られ、プライバシーに配慮した、設備上の工夫がうかがえます。 ○ 今後は、子どものプライバシーの配慮について、施設の考え方を整理するとともに、マニュアルの作成と職員への研修の機会を提供していくことが望まれます。 		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の養育・支援の考え方や一日の流れを説明したパンフレット・ホームページが整備されています。 ○ 今後は子どもや保護者に対する説明において、子どもの年齢に応じたものや保護者に対して、さらに分かりやすい資料の作成が望まれます。 		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者にわかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入所時に「施設のお知らせ」と称した、説明書が整備されています。 ○ 今後は、施設が実施する養育・支援についてさらに分かりやすい説明資料の工夫と意思疎通が困難な子どもや保護者への説明方法の工夫が望まれます。 		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの退所の状況に応じて日々の行動記録（ケース記録）から生育歴や子どもの特性などをまとめた書面を作成することにより、支援の継続性に配慮した取り組みが行われています。 ○ 今後は、措置変更や地域移行した際の手順と引継ぎ文書を明確にするとともに、アフターケアが行えるよう「退所のしおり」などの作成が望まれます。 		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもが主体的に運営する自治会の実施や「もしもボックス」と称した、意見箱に入る意見を通じて、職員会で子どもの満足について検討する機会が設けられています。 ○ 今後は、施設生活における満足度調査の定期的な実施とともに、子ども自治会の中で子どもと一緒に検討する場面を位置付けていくことが望まれます。 		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「もしもボックス」と称した、意見箱が玄関先に設置され、子どもからの意見を把握する体制が整備されています。 ○ 今後は、苦情解決について子どもや保護者へ周知するとともに、苦情に対する改善策の公表が望まれます。 		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 心理担当職員を中心にカウンセリングルームの前に相談方法や相談相手などが示されたポスターが掲示されています。また、静養室や相談室、宿直室など子どもが相談しやすい環境が整備されています。 ○ 今後は、さらに保護者に対して相談方法や相談相手などを周知していくことが期待されます。 		

36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの意見が述べやすいように「もしもしボックス」を設置したり、子ども自治会の開催を通じて、職員会議の中で子どもからの相談や意見に対して、組織的に対応していくための体制が整備されています。 ○ 今後は、子どもからの相談や意見の受付から検討する場面と子どもに対する、フィードバックの手順を明確にしていくことが望まれます。 		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全管理委員会を中心に施設内や子どもの通学路など事故が発生する危険個所の点検や不審者対応に関するマニュアルの整備が行われています。 ○ 今後は、施設で位置づけられている「安全メモ」を通して、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と検討するための仕組みの構築が望まれます。 		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健衛生委員会を中心に新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなど、多様な感染症に対するマニュアルが整備されています。 ○ 今後は、現在のマニュアルの実施状況の確認と施設独自のマニュアルへの改訂が望まれます。 		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全衛生委員会を中心に作成された災害時の対応マニュアルが整備され、災害対策と子どもの安全確保のための体制が整備されています。 ○ 今後は、災害発生時における施設の事業継続のための計画を整備するとともに、計画に沿った研修や訓練の実施が望まれます。 		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	c
<p><コメント></p> <p>○ 「淡路学園子育て支援規準」が整備され、全職員に配布、周知が図られていますが、施設内で実施される養育・支援に関する具体的な場面の標準的な実施方法の作成には至っていません。今後は、現在の養育・支援の考え方やねらいを踏まえた施設の標準的な養育・支援の実施方法を明文化していくことが求められます。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
<p><コメント></p> <p>○ 施設の養育・支援に関する標準的な実施方法の整備には至っていません。今後は、養育・支援に関する標準的な実施方法の整備とともに、見直しの手順も含めマニュアルの整備が求められます。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	b
<p><コメント></p> <p>○ 自立推進委員会を中心に子どもを担当する職員と主任が、兵庫県児童養護施設連絡協議会が作成したアセスメントシートに基づいて子どもの生活課題を明らかにしています。また、自立支援計画の書き方を分かりやすくするためのマニュアルが整備され、こども家庭センターのケースワーカーや心理士の視点も踏まえた自立支援計画が作成されています。</p> <p>○ 今後は、自立支援計画の作成手順のなかに、子どもの意向把握と同意（説明された実績）を得るための手順を組織として整備していくことが求められます。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○ 自立支援計画は、担当職員と主任が半年に1回、課題に対する支援内容の実施状況とそれに伴う、成果の確認が行われています。</p> <p>○ 今後は、自立支援計画の見直しの手順を明確にしていくことが望まれます。</p>		

Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもに関する養育・支援の実施状況は統一された様式に記録され、職員会や指導部会の職員間で共有しています。また、記録の内容に差異が生じないように、新任職員と主任がバディとなり、記述内容の添削を行う仕組みとなっています。 ○ 今後は、現在進められているパソコンのネットワークや記録の内容をカテゴリ分けするなど、情報の分別や情報が的確に届くような仕組みの構築が望まれます。 		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文書管理規程に記録の保管、保存、破棄、情報提供に関する管理体制が位置づけられています。また、職員会議などで職員に対する研修を通じて個人情報保護を遵守する取り組みが行われています。 ○ 今後は、個人情報の不適切な利用や漏洩した場合の対応方法を明示するとともに、保護者に対する周知が望まれます。 		

内容評価基準（25 項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ こども家庭センターから配布される「権利ノート」をもとに子どもの権利について、説明が行われています。 ○ 今後は、子どもの権利擁護について職員の学びの場や考える場を設けることにより、施設としての取り組みを明確にしていくことが重要です。 		
A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学生・中学生・高校生の自治会や各フロアでの話し合いを通して、自他の権利について話し合う機会を設けています。また、障害のある子どもの理解に対して、個別に配慮できるように職員が介入して説明が行われています。 		
A-1-(3) 生い立ちを振り返る取組		
A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの生い立ちについては、こども家庭センターや学校教員と協議し、適正なタイミングや伝達方法に配慮しながら、個別に対応しています。また、事実を伝えた後のフォローについては、心理士が中心となって対応が行われています。子どもの成長の記録として、毎年一度、一年の振り返りをするスライドショーの上映会を行っています。 ○ 今後は、子どもと一緒に生い立ちを振り返り、整理する機会を設けていくことが期待されます。 		

A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○ 子どもに対する不適切なかかわりについて、日々のミーティングの中で報告し、共有するとともに、理事や施設長、第三者委員などへの報告も含めて明文化しています。また、職員の意見箱（コミュニケーションボックス）の設置や年2回の虐待チェックリストを全職員が実施することで、早期発見に努めています。</p> <p>○ 今後は、取り組みを明文化していくことで、不適切なかかわりについて明確にしていくことが望まれます。</p>		
A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑤	A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>○ 小学生・中学生・高校生の自治会や各フロアでの子ども同士の話し合いを通して、生活を振り返る機会を設けるなど子どもの主体性を大切にした取り組みが行われています。また、少女バレー、少年野球、郷土芸能などの活動を通して、子どもの意向に沿った主体的に取り組む機会を設けています。</p>		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑥	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○ 入所に際して、施設見学、体験入所などを積極的に受け入れ、入所1週間は集中的に「適応状況」を細やかに記録され、積極的にかかわっていくことで、子どもの不安を軽減できるように配慮しています。また、過去に通っていた学校の友達や先生の来訪などにも対応しています。退所後の生活を見据え、携帯電話の使用や調理指導などを支援し、安定した生活の継続に配慮しています。</p>		
A⑦	A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○ 退所後の生活を見据え、携帯電話の使用や調理指導を行うとともに、退所後の金銭面のシュミレーションを行っています。退所者には、行事の案内を行い、退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を設けています。</p> <p>○ 今後は、退所後のアフターケアの記録を残すなど、取り組みを明確にしていくことが望まれます。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑧	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a
<p><コメント></p> <p>○ 指導部会、職員会、日々のミーティングを通じて、子どもが表出する感情や言動を共有し、受容的で支持的な対応が行われています。また、心理士によるプレイセラピーやカウンセリングを通して、背景にある心理的課題の把握に努めています。</p>		
A⑨	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○ 誕生日の際には、子どもと一緒に食事に向かうなど個別的に触れ合う時間を確保することで、各担当者を中心に、子ども一人ひとりに対して、基本的な欲求を把握し、関係性の構築に努めています。また、各担当者やバディ制度（新人職員に対する先輩職員によるサポート体制）を通して、職員の偏りが少なくなるように配慮するとともに、寝付くまでに、添い寝をしたり、絵本の読み聞かせを行うなど、子どもが安心して休めるように取り組んでいます。</p>		
A⑩	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
<p><コメント></p> <p>○ 洗濯物干しや一斉清掃など、子どもが主体的に生活に関われる機会を設けるとともに、子どもを見守るという姿勢を大切にし、声かけを適切に行っています。</p> <p>○ 今後は、見守り支援について具体的に定義し、標準化を図っていくことが望まれます。</p>		
A⑪	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
<p><コメント></p> <p>○ 学習支援による学びの時間を確保し、スマートフォンやタブレットの活用により、発達段階に応じた学習支援が行われています。あじさいホームの地域交流スペースや敷地には、遊びの場や用具が整備され、遊びボランティアの方との交流が進められています。</p> <p>○ 現在、未就学児はいませんが、今後は、年齢や発育状況に応じた幼児や低学年層の保育プログラムを明確にしていくことが望まれます。</p>		

A⑫	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○ 生活に必要なルールや知識をわかりやすく掲示するとともに、健康検査、アルバイト、外食でのマナー、バスの乗り方などの説明や体験などの機会を提供しています。また、中高生を対象に、テーブルマナー講習やスマートフォンの利用を通して、生活技術が習得できるよう支援しています。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑬	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>○ 嗜好調査の実施や学校給食とかぶらないよう献立に配慮するとともに食堂の座席は子ども同士の関係性を重視して、話し合っ決定しており、家庭的な雰囲気大切にしていることがうかがえます。また、帰宅が遅い子どもに対しては、電子レンジの活用や食事の適温提供に配慮しています。地域のカレーチェーン・ファーストフードに行く機会やお弁当の詰め方を学ぶ機会を作るなど、楽しみながら食事ができる工夫がうかがえました。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b
<p><コメント></p> <p>○ 職員と子どもと一緒に洗濯物を干したり、畳んだりする機会を設け、担当者と季節に合わせた服選びを行うなど、場所や年齢に応じた、服装ができるように支援しています。</p> <p>○ 今後は、衣服を通じて子どもが適切に自己表現をできる取り組みが望まれます。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	b
<p><コメント></p> <p>○ 週に1度、全体で居室清掃の時間を設け、QOL委員会を中心に住環境の改善に向けた検討が行われています。</p> <p>○ 今後は、トイレの改修をはじめ、プライバシー空間の確保の充実が期待されます。</p>		

A-2-(5) 健康と安全		
A⑯	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康管理は、宿直明けの職員が起床時に健康管理を実施（検温）しており、必要に応じて医療機関への受診等に繋がっています。服薬を行っている子どもに対しては、主治医や本人の了解のもと服薬支援を行い、服薬のチェックが行われています。 ○ 今後は、医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深めていくことが望まれます。 		
A-2-(6) 性に関する教育		
A⑰	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 性教育委員会を中心に児童養護施設における性虐待対応マニュアルをもとに個々の課題に応じて個別に対応しています。 ○ 今後は、性に関する年齢に応じたカリキュラムの整備や学習会の開催が望まれます。 		
A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑱	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行動上の問題があった際には、その日のミーティングや引継ぎの中で検討が行われ、全職員が早急に状況を把握し、対応方法等にズレが生じないように連携が行われています。 ○ 今後は、行動上の問題に対して、事例検討や研修を行うことにより、適切な援助技術の習得に向けた取り組みが望まれます。 		
A⑲	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力やいじめなど、行動上の問題の対応については、緊急ミーティングを通じて職員間で情報を共有し、関係機関と連携のもと迅速に対応していることがうかがえます。 ○ 今後は、子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう、予防に向けた取り組みを明確にしていくことが望まれます。 		

A-2-(8) 心理的ケア		
A⑳	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 心理的なケアの必要な子どもについては現場職員、心理士と連携を図り、カウンセリングやプレイセラピーを行っています。また、心理士が出勤している時はカウンセリングルームを開放し、子どもたちが気軽に出入りしやすいように配慮しています。 ○ 今後は、心理的なケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンを実施することで、心理支援プログラムを策定していくことが望まれます。 		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A㉑	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中高生においては、希望すれば学習塾や園内に来訪いただく家庭教師を活用し、学習支援が行われています。また、学校担当職員が中心となって、障害のある子どもなど、個々に応じた学習環境を整備しています。 		
A㉒	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 進路決定においては、本人、親、学校、児童相談所、施設で連携し、選択肢の提示や助言が行われています。また、個々の状態に合わせて措置延長など、柔軟な対応がうかがえました。 ○ 今後は、「最善の利益」にかなった進路の自己決定のプロセスを明確にしていくことが望まれます。 		
A㉓	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アルバイトにおける守るべき事柄が定められ、細やかなルール作りが行われています。また、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大につなげていることがうかがえました。 ○ 今後は、協力事業主との連携を通して、職場実習や職場体験の体制を充実させていくことが望まれます。 		

A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉔	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設長、家庭支援専門相談員を中心に家族からの相談に応じるとともに、学校との連携や面会、外出、一時帰宅などを取り入れ、子どもと家族と関係調整、親子関係の再構築に取り組んでいます。 ○ 今後は、家庭支援専門相談員の役割を明確にすることで、施設の取り組みを明確にしていくことが望まれます。 		
A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A㉕	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の三者面談の参加や園行事への参加を通して、関係機関との連携を図り家族支援が行われています。 ○ 今後は、親子関係の再構築に向けて具体的な取り組みを明確にしていくことが望まれます。 		